

福岡県公報

平成十九年一月三十一日
第二千六百三十六号
増刊 ①

選挙管理委員会

目次

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課)一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 小倉北区の項中

「高坊津田内科病院」 " " 高坊二丁目八一三三一

「霧ヶ丘 つだ病院」 " " 霧ヶ丘三一九一〇

改める。

に

を

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ恵二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)